

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (26)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

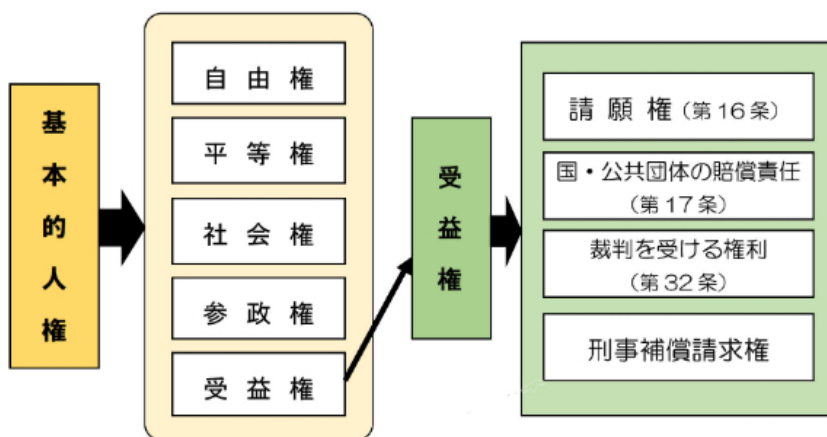
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (26)



#### 憲法第40条 【 刑事補償 】

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその保障を求めることができる。

#### 条文説明

憲法第40条は、憲法31条の刑事手続きに関する権利の保障によっても、なお生じる国民の不利益に対する補償を定めています。

官憲の違法行為や故意、過失に関わりなく、結果に対する補償ができることが特徴です。例えば、身柄を拘束された後、建議不十分で不起訴となった場合や、判決が確定し刑の執行が終わった後に、再審によって一転無罪となった場合などは、その違法な拘束などに対して刑事補償を求めることが可能です。

刑事補償請求権を具体化するため、刑事補償法が制定されています。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>> 一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.